

観音寺市高室土地改良区定款

観音寺市高室土地改良区定款（昭和27年8月23日制定）の全部を改正する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第2条 この土地改良区は、観音寺市高室土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県土改第83号である。

（地区）

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 名	町 名	字 名	地 域
観音寺市	高屋町	久保畑・雑古屋・鹿隈・前川原・ 四反地・井戸ノ町・堀ヶ畑・筋替・ 柞木・大西・原ノ町・横去・梨子ノ坪・七ノ坪・ 八ノ坪・四ノ坪・三ノ坪・二ノ坪・暮賀・七板・ 横崎・浜田・起シ田・常森・内浜・脇田・猪ノ 尻・塔ノ内・深姫・笹原・大木・金ヶ内・城掛・ 稲畑・志路起・西山・野津古・三ツ岩尾・大瀧 畑・加古井畑・中筋・向畑・尉古・池ノ内・正 箱・谷横・池脇・大地田・惣門・明星・上口・ 横井・堂ヶ原・片山・天王・久根畑・深谷・母 ヶ屋敷・岡ノ畑・前ノ原、奥ノ谷・稲岳山	一円の田、畑
	室本町	七宝・山口・窪里・宮ノ元・瀬戸・江浦・関 谷・北新地・西丸山・東丸山・西山・池下・ 室内・当免・山下・内浜・新地・南新地	一円の田、畑

（事業）

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 地区内のため池、農道及びその他用水源並びにこれに伴うかんがい排水施設の維持管理
- 二 前号の施設の改修及び新設
- 三 地区内の区画整理
- 四 地区内における災害復旧事業の実施並びに復旧後の維持管理
- 五 連携管理保全事業

- 2 この土地改良区は、前項各号の事業に附帯して、農地中間管理機構から委託を受けて行う事業を行う。
- 3 この土地改良区は、第1項各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
- 4 この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県観音寺市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、36人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

- 2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書

面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

（議決方法の特例等）

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（総会）

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

（役員の数）

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、2人は組合員とし、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

（役員選挙）

第20条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 総代会が役員を総代会外において選挙する旨の議決を行ったときは、前項の規定にかかわらず、総代会外において役員選挙を行うものとする。

3 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

（理事長）

第21条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員任期等）

第25条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。
ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第26条 理事又は監事がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地に各区域ごとに地積割に賦課する。

3 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区域に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

4 前3項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第28条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

2 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第29条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地に地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第30条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役履行)

第31条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第32条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該

当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第33条 この土地改良区は、法第90条の2及び第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第34条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第35条 第27条から第29条まで、第32条又は第33条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

(係及び委員会)

第36条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第37条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10aにつき金10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第38条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第35条の規定を準用する。

(基本財産)

第39条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要な費用に充てるための資金を前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第40条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

第42条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第43条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第44条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則（令和2年3月17日の総代会で議決）

1 この定款は、認可の日（令和2年4月1日）から施行する。

2 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。

この変更定款は、令和7年4月1日より施行する。

この変更定款は、令和8年4月1日より施行する。

[定款附属書]

観音寺市高室土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区において行うものとする。

2 総代の選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	定数
全区	全域	36人
合	計	36人

(選挙の時期)

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人(第5条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと)を指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名(法人にあつては、その名称。以下同じ。)を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。

4 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。

5 午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- 五 総代の候補者の氏名を自書しないもの
- 六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

- 2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
- 3 総代の候補者を推薦するには組合員2人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

- 5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、総代の候補者となることができない。

- 2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する第29条の3の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第26条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が定数の6分の1未満であるとき又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6

員数が定数の6分の1未満であるとき又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき(総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。)は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則 (令和2年3月17日の総代会で議決)

- 1 この規程は、認可の日(令和2年4月1日)から施行する。
- 2 土地改良法の一部を改正する法律(平成30年法律第43号)の経過措置を準用する。

この変更定款は、令和8年4月1日より施行する。

[定款附属書]

観音寺市高室土地改良区役員選挙規程

観音寺市高室土地改良区役員選挙規程（昭和56年5月27日制定）の全部を改正する。

（役員の被選挙権）

第1条 次に掲げる者は、役員_の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 組合員でない役員_の選挙については、前項の規定にかかわらず前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員_の被選挙権を有しない。

（役員_の選挙）

第2条 役員_のうち理事は、組合員_のうちから選挙するものとする。

- 2 役員_のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第18条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事_の候補者_のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事_の候補者_のうちから、それぞれ選挙する。
- 3 前2項の規定による組合員_のうちから選挙する役員_の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員_の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定数	定数
		理事数	監事数
全区	全域	10人	3人 (員外監事1名除く)

（選挙_の時期）

第3条 役員_の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙_にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙_の通知及び公告）

第4条 選挙_の期日は、その期日から5日前までに書面をもって総代（総代会外で選挙する場合_にあっては、組合員。以下第5条、第10条及び第12条において同じ。）に通知し、かつ、公告するものとする。

- 2 前項_の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事_の

数（監事にあっては、員外監事の数及びその他の監事の数。以下同じ。）及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数に記載するものとする。

3 定款第26条第2項の規定により総代会外において選挙を行う場合には、前項の事項のほか、投票終了の時刻を記載するものとする。

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、土地改良区の地区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

（選挙の管理等）

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前条第1項の規定により投票区を設けたときは、前項の投票管理者は、投票区ごとにこれを指名するものとする。

3 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 第6条第3項の場合には開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の内任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各2人を指名するものとする。

2 第5条第1項の規定により数投票区を設けたときは、前項の投票立会人は、投票区ごとに各2人を指名するものとする。

3 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

4 役員候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

（選挙の制限）

第12条 役員を総代会において選挙しようとするときは、総代の半数以上が出席しなければならない。

（投票）

第13条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。この場合におい

て、代理人は、代理証票を提示しなければならない。

- 2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において総代に交付する。
- 3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数は、理事並びに員外監事及びその他の監事に区分し、それぞれ1人とする。
- 4 総代会における選挙にあつては第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に、出席していない者、総代会外における選挙にあつては、午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。
- 5 総代会外における選挙にあつては、投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。

第14条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて、投票管理者が決定するものとする
(開票)

第15条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

- 2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(書面による選挙権の行使)

第16条 総代は、書面をもって選挙権を行使するときは、選挙期日の前日までに投票管理者に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

- 2 投票管理者は、前項の請求があつたときには、速やかに投票用紙を交付する。
- 3 総代は、前項で交付された投票用紙に候補者の氏名を自書し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、選挙期日の前日までに投票管理者に提出する。
- 4 投票管理者は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を選挙期日まで誠実に保管しなければならない。

(投票の無効)

第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 三 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 四 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- 五 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの
- 六 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第18条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

- 2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあつた日から選挙の期日の3日前までの間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
- 3 役員の候補者を推薦するには組合員2人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、役員の候補者となつた者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
- 5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区

に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は役員候補者が死亡し、若しくは第20条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第19条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員候補者に推薦されることができない。

2 理事候補者となった者は、同時に監事候補者となることができず、監事候補者となった者は、同時に理事候補者となることができない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員候補者となることができない。

(立候補等の辞退とみなされる場合)

第20条 役員候補者が前条第3項の規定により役員候補者となることができない者となったときは、役員候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第21条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第22条 理事若しくは監事候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該役員候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第23条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。

(当選の公告)

第24条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第25条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第21条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定および役員就任)

第26条 選挙管理者は、第24条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員任期満了後における第27条の規定による当選、第28条の規定による当選及び第30条の規定による選挙並びに法第29条の3の規定による改選、法第29条の4の規定による選挙及び法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第27条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第21条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第23条から前条までの規定を準用する。
(再選挙)

第28条 第21条から第25条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠役員の上乗補充)

第29条 選挙後1年以内に役員欠員が生じた場合において、第21条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第21条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第23条から第26条までの規定を準用する。
(補欠選挙)

第30条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第31条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則 (令和2年3月17日の総代会で議決)

- 1 この規程は、認可の日(令和2年4月1日)から施行する。
- 2 土地改良法の一部を改正する法律(平成30年法律第43号)の経過措置を準用する。

この変更定款は、令和8年4月1日より施行する。